

公安委員会	産業競争力強化法に基づく	令和3年4月1日
説明資料No. 1	新たな規制の特例措置について	交通 局

1 概要

電動キックボードを小型特殊自動車と位置付けるなどする産業競争力強化法に基づく新たな規制の特例措置を定める内閣府令案等について、意見公募手続（2月5日から3月6日まで）を実施した結果を踏まえ、当該内閣府令等を制定するもの。

2 特例措置の概要

- 新事業活動を実施する区域（※）においては、貸し渡されている電動キックボードを小型特殊自動車と位置付けるとともに、自転車道、普通自転車専用通行帯及びいわゆる「一方通行（自転車を除く。）」の道路等を通行できることとし、自転車一方通行の規制標識の対象となるよう、道路交通法施行規則及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の適用に関する新たな特例措置を講ずる。

※ 実施区域内から「交通の著しく頻繁な道路」を除外する。

- 特例措置の対象となる車体の基準については、国家公安委員会告示において、車体の大きさ及び構造（最高速度15キロメートル毎時以下※等）の基準を定めることとする。

※ 3月末まで行われていた新事業活動では、20キロメートル毎時未満

3 意見公募手続の実施結果

乗車用ヘルメットの着用義務をなくすことは危険である等の24件の意見が寄せられたが、3月末まで行われていた新事業活動では交通事故の発生はなく、かつ、本特例措置では、最高速度を制限すること等により、一定の安全性が確保されていることから、原案の内容を維持することとする。

4 今後の予定

令和3年4月8日

公布・施行

令和3年4月下旬～10月（予定）

新事業活動の実施

1 警察関係の提出法案に係る誤り

第204回国会（常会）提出法案のうち、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の参考資料中、

- 新旧対照条文において、傍線の欠落している部分
 - 参照条文において、インデントの欠落している部分
- があったもの。

なお、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案には、参考資料も含め誤りはなかった。

2 政府全体の動向（法案誤り等再発防止プロジェクトチームの開催）

(1) プロジェクトチームの開催日時・場所

令和3年3月31日（水） 午後3時30分から4時10分まで
総理大臣官邸大会議室

(2) メンバー

内閣官房副長官、各府省庁等大臣官房長 など

(3) 開催の趣旨

法案等の誤りの再発防止に向けて、各府省庁共通の課題を抽出し、府省庁横断的に解決する。

3 今後の方針

前記2のプロジェクトチームによる検証結果も踏まえつつ、立案作業に従事していない者による第三者的なチェック体制の確保等の対策を講じていく。

公安委員会	令和2年度「自動運転の実現に向けた	令和3年4月1日
説明資料No. 3	調査研究報告書」について	交通 局

1 概要

「官民ITS構想・ロードマップ2020」（令和2年7月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部等決定）において、2022年度頃に遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスを開始し、2025年目途に限定地域での無人自動運転移動サービスの全国普及を目指すこととされていることなどを踏まえ、SAEレベル4（従来の「運転者」の存在を前提としないもの）の自動運転に関するルールの在り方や自動運転システムがカバーできない事態が発生した場合の安全性の担保方策等について、有識者を交えた調査検討委員会を開催するなどの調査研究を行ったもの。

2 調査検討委員会の開催状況

令和2年7月から令和3年3月までに5回開催

3 調査検討委員会における主な検討内容

- (1) 自動運行中の交通ルール及びその履行の在り方
- (2) 定型的・一般的な交通ルールの遵守を担保する方策
- (3) 定型的・一般的な交通ルールの遵守を担保する責任主体
- (4) 自動運転システムが自動的に対応することが期待できないルールについて、その目的を達成するための仕組みの在り方
- (5) 自動運転システムが作動継続困難となったときの対応の在り方
- (6) 自動運行に関与する者の要否、求めるべき能力や資格の在り方
- (7) 関与者の存在すべき場所
- (8) 不適格な運行主体を道路交通の場から排除することの要否とその方法
- (9) 運行主体の適格性の審査等を行う枠組みの在り方

4 今後の予定

令和3年4月1日（木） 報告書公表予定

なお、令和3年度も引き続き調査検討委員会を開催し、本報告書の内容を踏まえた具体的な制度設計に向けた議論を行う予定。

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>第5次社会資本整備重点計画案及び 第2次交通政策基本計画案 に対する意見の募集について</p>	<p>令和3年4月1日 交 通 局</p>
<p>1 第5次社会資本整備重点計画案</p> <p>(1) 社会資本整備重点計画の概要 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、主務大臣等（国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣）が案を作成し、社会資本整備審議会における審議を経て閣議決定するもの。</p> <p>(2) 警察関連の主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時において安全で円滑な交通を確保するための対策（信号機電源付加装置の整備等）の推進 ○ 老朽施設（老朽化した信号機）の更新等の推進 ○ 次世代を担う子供の安全な通行空間の確保 ○ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 等 <p>2 第2次交通政策基本計画案</p> <p>(1) 交通政策基本計画の概要 交通政策基本法（平成25年法律第92号）に基づき、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が案を作成し、交通政策審議会及び社会資本整備審議会における意見聴取を経て閣議決定するもの。</p> <p>(2) 警察関連の主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路等における信号制御の高度化 ○ 自動運転システムの実現に向けた技術開発や制度整備等の検討 ○ 運転免許証のデジタル化の推進 等 <p>※ その他、第5次社会資本整備重点計画に掲げられた施策等を含む。</p> <p>3 計画期間 両計画は、「車の両輪」として連携・整合を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう、一体的に実行していくことが重要であるため、計画期間を2021～2025年度に統一。</p> <p>4 今後の手続</p> <p>4月6日～26日 意見公募手続 5月下旬頃 閣議決定（国土交通省等と共同請議）</p>		